

# 教育環境について

## 1 適正な規模

### (1) 法令上の学校規模の目安

「学校教育法施行規則第 41 条」 ※中学校も同様

小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

### (2) 学級数に関する視点

#### ア 学級数が少ないことによる学校運営上の課題

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省 平成 27 年 1 月 27 日) ※一部抜粋

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ⑥男女比の偏りが生じやすい。
- ⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑨班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑪教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。
- ⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

#### イ 各学年で複数の学級を編制できる場合(クラス替えが可能)の利点

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省 平成 27 年 1 月 27 日) ※一部抜粋

- ①児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。

- ②児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。
- ③新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。
- ④クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる。
- ⑤学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。
- ⑥学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。
- ⑦指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる。

#### ウ 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省 平成 27 年 1 月 27 日）※一部抜粋

- ①経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- ②教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。
- ③児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- ④ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。
- ⑤教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- ⑥学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる。
- ⑦平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。
- ⑧教員同士が切磋琢磨する環境を作りやすく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）。
- ⑨学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。
- ⑩免許外指導の教科が生まれる可能性がある。
- ⑪クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。

#### エ 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省 平成 27 年 1 月 27 日）※一部抜粋

- ①集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みやすく、社

会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。

- ②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③協働的な学びの実現が困難となる。
- ④教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
- ⑤切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑥教員への依存心が強まる可能性がある。
- ⑦進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ⑧多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ⑨多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

## ※望ましい学級数の考え方

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省 平成 27 年 1 月 27 日）※一部抜粋

### 【小学校】

- まず複式学級を解消するためには少なくとも 1 学年 1 学級以上（6 学級以上） であることが必要
- 全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには 1 学年 2 学級以上（12 学級以上） あることが望ましい。

### 【中学校】

- 全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも 1 学年 2 学級以上（6 学級以上） が必要。
- 免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも 9 学級以上 を確保することが望ましい。

## 2 通学時の安全等

### (1) 通学路の安全確保

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省 平成 27 年 1 月 27 日）※一部抜粋

#### 【通学路の安全確保に関する対応】

- 統合に伴い徒歩や自転車での通学距離が長くなる場合は、不審者による犯罪や交通事故の防止等のために下記のような取組の更なる徹底を行う必要があります。
  - ①通学路の安全点検を教職員や保護者で定期的実施し、要注意箇所の把握・周知を徹底する。
  - ②集団登下校や保護者等の同伴等、安全な登下校方策を策定・実施する。

- ③学校安全ボランティアの養成・配置を含め、児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制を整備する。
  - ④警察と連携して登下校時のパトロールを実施するほか、不審者情報等について、保護者、地域の関係団体等との間での迅速な情報共有が行われるような取組を促進する。
  - ⑤児童生徒に危険予測回避能力を身に付けさせるための教育を充実させる（児童生徒による安全マップ作成、防犯教室の実施等）。
- 市町村長部局の関連部局や都道府県警等とも連携して、スクールゾーンの再設定を行うとともに、カーブミラー、街灯、横断歩道や信号機、防犯カメラなどについても必要に応じて整備を行う必要があります。

## (2) 通学条件

文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」によると、通学条件は次のように示されている。

- 距離：小学校＝4 km以内　中学校＝6 km以内
- 時間：1時間以内を一応の目安として市町村が判断

上記条件に基づき、町独自に国基準よりも通学しやすい条件（基準）設定を行い、国基準の半分の距離である、各小学校から半径2 kmの円、各中学校から半径3 kmの円を描くと、次の図のとおりとなる。



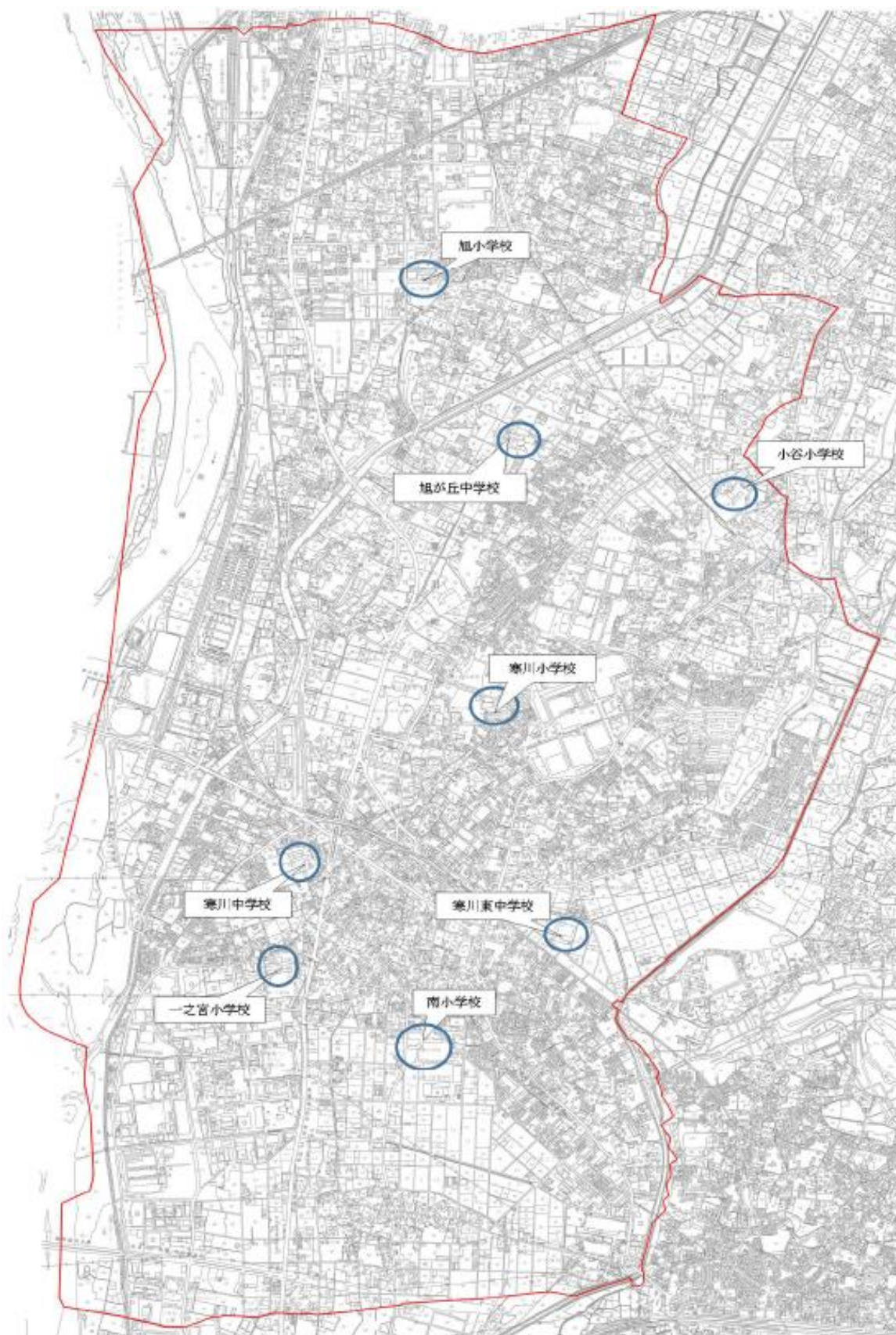
図 23 及び図 24：小学校から半径2 kmの円及び中学校から半径3 kmの円

- 小学校から半径2 kmの円、中学校から半径3 kmの円を描くと小学校、中学校共に円の重複が生じる。
- 現状の配置には距離的な余裕があり、適正配置を検討する余地があると考えられる。



### 3 適正な配置バランス

上記2(2)から、既存の小・中学校について、国基準よりも通学しやすい条件（通学距離）にしても、なお重複部分が生じる状況を参考にしながら、小・中学校の適正な配置について検討していくことが必要である。



#### 4 校舎の安全

##### (1) 老朽化の状況

施設名称		耐震基準 新・旧	耐震診断 要・不要	耐震補強 工事	経過年数 2021年 4月1日現在	劣化度
寒川小学校 (あおぞらクラブ=学童・町民 センター分室含む)	南棟	旧	実施済	実施済	52	低
	北棟	旧	実施済	不要	46	低
	給食棟	新	不要	不要	34	低
	体育館	旧	実施済	実施済	51	低
一之宮小学校 (わんぱくクラブ=学童・文化 財学習センター含む)	南棟	旧	実施済	実施済	40	中
	北棟	旧	実施済	実施済	55	高
	給食棟	旧	実施済	不要	42	低
	体育館	新	不要	不要	31	中
旭小学校	南棟A	旧	実施済	実施済	55	低
	南棟B	旧	実施済	実施済	51	高
	北棟	旧	実施済	不要	45	低
	給食棟	旧	実施済	不要	44	低
	体育館	新	不要	不要	30	低
小谷小学校	管理棟	旧	実施済	実施済	41	低
	教室棟	旧	実施済	実施済	41	低
	体育館	旧	実施済	不要	41	低
南小学校	管理棟	新	不要	不要	27	低
	教室棟	新	不要	不要	27	中
	体育館	新	不要	不要	27	低
寒川中学校	南棟	旧	実施済	実施済	42	中
	北棟	旧	実施済	実施済	43	低
	技術棟	旧	実施済	未了	43	高
	体育館	新	不要	不要	22	低
旭が丘中学校	南棟A	旧	実施済	不要	47	低
	南棟B	旧	実施済	実施済	40	中
	北棟	旧	実施済	実施済	49	中
	技術棟	旧	実施済	実施済	49	低
	体育館	旧	実施済	実施済	47	低
寒川東中学校	南棟	新	不要	不要	32	中
	北棟	新	不要	不要	32	高
	体育館	新	不要	不要	32	低

## (2) 使用目標年数

表 27：小学校教育施設の使用目標年数

施設名称		構造	経過年数 2021年 4月1日 現在	法定耐 用年数	使用目 標年数
寒川小学校 (あおぞらクラブ=学 童・町民センター分室 含む)	南棟	R C造3階建	52	47	60
	北棟	R C造3階建	46	47	60
	給食棟	R C造3階建	34	41	注11
	体育館	鉄骨造2階建	51	34	60
一之宮小学校 (わんぱくクラブ=学 童・文化財学習センタ ー含む)	南棟	R C造3階建	40	47	60
	北棟	R C造3階建	55	47	60
	給食棟	R C造3階建	42	41	注11
	体育館	鉄骨造2階建	31	34	60
旭小学校	南棟A	R C造3階建	55	47	80
	南棟B	R C造3階建	51	47	80
	北棟	R C造3階建	45	47	80
	給食棟	鉄骨造1階建	44	31	注11
	体育館	鉄骨造2階建	30	34	60
小谷小学校	管理棟	R C造4階建	41	47	60
	教室棟	R C造4階建	41	47	60
	体育館	鉄骨造2階建	41	34	60
南小学校	管理棟	R C造3階建	27	47	60
	教室棟	R C造3階建	27	47	60
	体育館	R C造3階建	27	47	60

表 28：中学校教育施設の使用目標年数

施設名称		構造	経過年数 2021年 4月1日 現在	法定耐 用年数	使用目 標年数
寒川中学校	南棟	R C造4階建	42	47	60
	北棟	R C造4階建	43	47	60
	技術棟	R C造2階建	43	47	注12
	体育館	鉄骨造2階建	22	34	60
旭が丘中学校	南棟A	R C造3階建	47	47	60
	南棟B	R C造3階建	40	47	80
	北棟	R C造4階建	49	47	60
	技術棟	鉄骨造1階建	49	34	60
	体育館	鉄骨造2階建	47	34	60
寒川東中学校	南棟	R C造5階建	32	47	60
	北棟	R C造3階建	32	47	60
	体育館	R C造3階建	32	47	60

## 5 児童生徒への配慮

### (1) 学校統合により学校規模が拡大することへ事前の工夫

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省 平成27年1月27日) ※一部抜粋

- 学校統合により学校規模が拡大することに伴い、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、新たな生活に戸惑いが生じることに配慮が必要です。こうした問題がなるべく生じないように、例えば下記のような工夫を統合前に行っておくことも考えられます。
- ①学校行事や部活動等において統合予定校の児童生徒同士の交流を行う。
  - ②PTAや子供会活動の相互交流をする。
  - ③統合前から在籍している教員を統合後の学校にも一定数配置するとともに、統合後の学級編制や担任の決定について十分な配慮を行う。
  - ④教職員のニーズを十分に踏まえ、統合後の指導に必要な研修を実施する。
  - ⑤学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針・基準等について統合対象校間で調整しておく。
  - ⑥児童生徒や保護者の不安や悩みを把握するアンケートを継続的に実施する。

### (2) 児童生徒の新たな環境への適応を継続的に支援する観点の工夫

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省 平成27年1月27日) ※一部抜粋

- また、学校統合後も、児童生徒の新たな環境への適応を継続的に支援する観点から、必要に応じて、例えば下記のような工夫を行うことも考えられます。
- ①スクールカウンセラー等の支援を受けられる体制の整備。
  - ②不安や悩みに関するアンケート調査の継続的な実施、必要に応じた家庭訪問又は面談の実施。
  - ③小規模校出身の児童生徒が活躍できるような機会の意図的な設定、学習集団のサイズをペアから始めて少しずつ多様な大きさのグループに拡大する。
  - ④児童生徒の人間関係を早期に構築させる観点から、学校教育活動全体を通じた意図的な集団編成。
  - ⑤児童生徒に関わりの深い地域人材の児童委員等への推薦。



### (3) 障害のある児童生徒に対する配慮

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省 平成 27 年 1 月 27 日）※一部抜粋

○特に、障害のある児童生徒に対しては、一貫した支援のため「個別の教育支援計画」等（以下「支援計画等」という。）を確実に引き継ぐことはもとより、下記のような取組も含め、一層きめ細かな配慮が必要となる場合があります。

- ①統合先の学校がある場合は、前もって教員が保護者や本人とともに学校訪問をしておく。
- ②特に環境の変化への適応に困難のある児童生徒には、新たな学校生活への円滑な移行のための支援計画等を立てるなどの支援を行う。
- ③統合前の担任が継続的に担任を務められるよう校内人事上の配慮を行う。
- ④統合前後で担任が替わらざるを得ない場合には、支援計画等の受渡しのみではなく、直接の打合せの場や支援会議を設けるなど、担任間の引継ぎを綿密に行う。

## 6 地域への配慮

### (1) 地域コミュニティの核としての性格への配慮

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省 平成 27 年 1 月 27 日）※一部抜粋

○同時に、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

○このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

### (2) 地域との関係の希薄化を防ぐ工夫

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科

## 学省 平成 27 年 1 月 27 日) ※一部抜粋

- 統合に伴い、通学区域が拡大することや、一部の地域から学校がなくなることにより、統合後の学校と地域との関係が希薄化することが懸念されます。このため、例えば下記のような、「学校に関わる地域が広がること」をメリットとして最大限生かす取組を工夫することが考えられます。
- ①コミュニティ・スクールや学校支援地域本部を導入する。
  - ②統合後の学校の教育活動に統合対象各地区の教育資源を積極的に活用する。
  - ③統合前の学校の様々な資源を保存・展示するとともに、教育活動における活用を図る。
  - ④統合対象各地区との連携担当を校務分掌に位置付ける。
  - ⑤統合対象各地区出身の教職員を配置する。
  - ⑥統合対象各地区の行事と連携した年間計画を作成する。
  - ⑦社会教育の一環として、廃校後の校舎等を活用して、土曜日や長期休業中に地域住民の参画による体験活動・学習活動を実施する。

## 7 学校施設の整備

### 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省平成 27 年 1 月 27 日) ※一部抜粋

- 統合に伴い学校施設を新增築又は改修する場合、地域への学校開放を前提としてコミュニティスペースをあらかじめ設けるといった工夫を行うことや、図書館や公民館といった社会教育施設と複合化した施設とすることも考えられます。このことにより、例えば総合的な学習の時間などをはじめ、地域人材との連携がしやすくなるといった効果が期待できるほか、土曜日や休日における社会教育活動に子供たちを参加させやすい環境が整備できます。また、幼稚園や保育所等との複合化によって保幼小等の連携や接続を一層推進することにより、いわゆる小1プロブレムの緩和や、異年齢集団による教育活動の充実を通じた社会性や道徳性の涵養などの効果が見込める場合もあります。
- また、まちづくりの総合計画の一環として統合が行われる場合、児童福祉施設、社会福祉施設、役場施設等と学校施設との複合化を検討することも考えられます。こうした工夫を行うことにより、例えば総合的な学習の時間やキャリア教育の充実などの効果も期待できます。
- 施設の複合化を検討する場合には、他市町村の先進事例もよく研究しながら、教育上の支障が出ないよう、児童生徒が学習に集中できる環境の整備や安全面に十分な配慮をした上で、教育活動の充実の観点を中心として検討を行うことが望まれます。

- 統合に伴い、学校施設を新增築する場合、施設的设计プロセスにおいては、あらかじめ関係者の要望を把握するためのアンケートを行うとともに、建築士が同席する中で、教職員や地域住民、保護者や児童生徒も参加してワークショップ形式でコンセプトを詰めていく手法を導入する市町村も出てきています。また、参考にする先進事例の視察をしたり、先進事例の関係者を招いて勉強会を行ったり、有識者による継続的な指導助言を受けたりしながら、施設設計の詳細を詰めていく事例も見られるようになってきています。
- なお、学校統合は教育環境の充実を第一義として行うものであることから、統合後の学校における学習内容や学習形態に応じた施設設備の充実を図ることが必要です。校舎を新增築する方法だけでなく、地域住民等にとってなじみの深い既存の校舎に、近年の教育内容・方法に適応するための改修を施すなどして、従来よりも長い期間有効活用するといった工夫も考えられます。こうした学校施設の長寿命化の取組については、文部科学省において手引を作成していますので、積極的に参照することが期待されます。

# コロナ禍における学校再開に当たっての身体的距離の確保と学級規模

- ・ コロナ禍の文脈においては、ロックダウン後に学校を再開するに当たり、学級規模は重要な指標となる(EDUCATION AT GLANCE 2020より)。

初等中等教育段階において、OECD加盟国の平均的な学級には21人の児童がいる。チリ、イスラエル、日本、イギリスを除くデータがあるすべての国で、平均学級規模が1クラスあたり25人を下回っている。前期中等教育段階において、OECD加盟国の平均学級規模は23人である。データのある国の中では、エストニア、フィンランド、ラトビア、リトアニア、ロシア、スロバキアにおける1学級当たり20人未満であるところから、チリ、コロンビア、コスタリカや日本における1学級当たり30人超であるところまで開きがある。

At the primary level, the average class in OECD countries has 21 pupils. There are fewer than 25 pupils per class in all the countries with available data, with the exception of Chile, Israel, Japan, and the United Kingdom. At the lower secondary level, the average class in OECD countries has 23 students. Among all countries with available data, the number varies from fewer than 20 students per class in Estonia, Finland, Latvia, Lithuania, the Russian Federation and the Slovak Republic to 30 students or more per class in Chile, Colombia, Costa Rica and Japan (Table D2.3).

しかしながら、学校の再開は、病気の拡大を耐えるために実施されるいくつかの予防策に左右される。数ある中でも、ソーシャルディスタンスは最も効果的な手段の一つとして証明されている。

学校であれば、子どもの接触を減らし、子どもや教職員との距離を1~2メートル離すことを意味する。一部の国では、ソーシャルディスタンスの距離は、ウイルス抑制状況に対応している。例えば、日本の最も感染が少ない地域(レベル1)では、1メートル離れることが求められる一方、感染が多い地域(レベル2・3)では、1~2メートルの距離を保つ。多くの国のガイダンスでは、安全な距離を確保するため、学級の規模を小さくする、あるいは半分にするを示している。

However, school reopening is contingent on a number of preventive measures which schools have been instructed to implement to contain the spread of the disease. Among others, social distancing has proven to be one of the most effective. Within a school context, this means reducing contact between groups of children and maintaining a safe distance of 1-2 metres between pupils and staff. In some countries, the safety distance depends on the level of containment of the virus achieved. For example, schools in less-affected areas in Japan (Level 1) are required to maintain a distance of 1 metre while those in more-affected ones (Levels 2 or 3) must maintain a distance of 2 metres (MEXT, 2020[8]). Guidance in many countries has been to reduce or halve the size of the classes in order to maintain the required safety distance between students.

学級規模が小さい国では、ソーシャルディスタンスについての新しい制限に対応することが容易である。フランスとイギリスは初等教育段階の1教室当たりの生徒数について同様の制限を勧めているが、1クラスあたり27人のイギリスより、フランスの23人の学級規模の方が小さい。教育段階に伴い学級規模は大きくなる傾向があるため、中等教育段階でソーシャルディスタンスを確保することはより厳しい。チリ、コロンビア、日本のように前期中等教育段階における学級規模が1クラスあたり30人を超える国では、机を安全な間隔に配置するため学生を小さいグループに改めて構成するといった困難に直面するであろう。

Countries with smaller class sizes will find it easier to comply with new restrictions on social distancing. Although France and the United Kingdom have set the same limit on the number of children per primary class, the measure will be easier to implement in public institutions in France, with an average primary class size of 23, than in the United Kingdom with 27 students per class. As class size tends to increase with education level, social distancing in the classroom will be more challenging at secondary level. With more than 30 students per class in lower secondary level, countries such as Chile, Colombia and Japan will face more difficulties in reorganising classes into smaller groups of students in order to maintain a safe distance between desks.

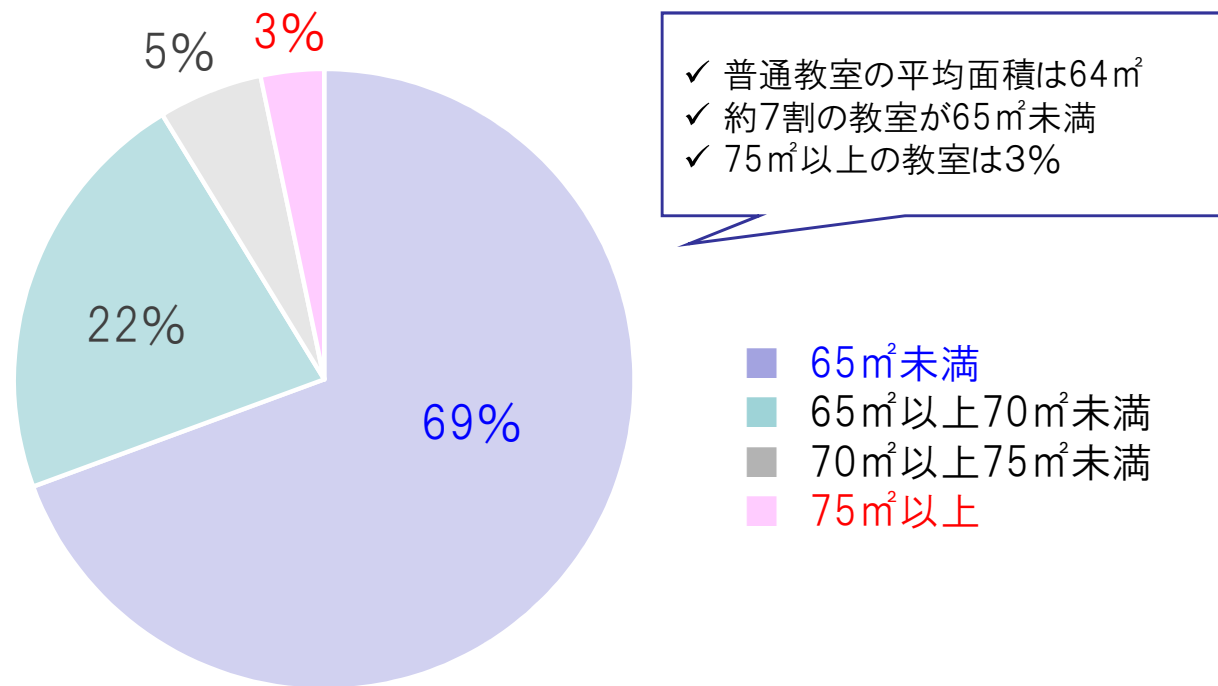
(出典)EDUCATION AT A GLANCE (EAG) 2020より抜粋



# 教室内における身体的距離の確保について①

- ・ 公立小・中学校の普通教室の平均面積は64㎡となっている。
- ・ 国庫補助基準面積では74㎡(昭和48年以降)とされているが、これは学校の補助基準面積を積算する際の一要素であり、教室の大きさを一律に決めているわけではなく、実態に合わせて各設置者が整備している。

学校の教室面積の現状





## 教室内における身体的距離の確保について②

- ・ 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机(新JIS規格)、情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔会議システムの導入等、「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境の整備を図ることが必要である。
- ・ その上で、最低1mの身体的距離を確保する場合の座席配置の例は以下のとおりとなっている。

64㎡、30人学級

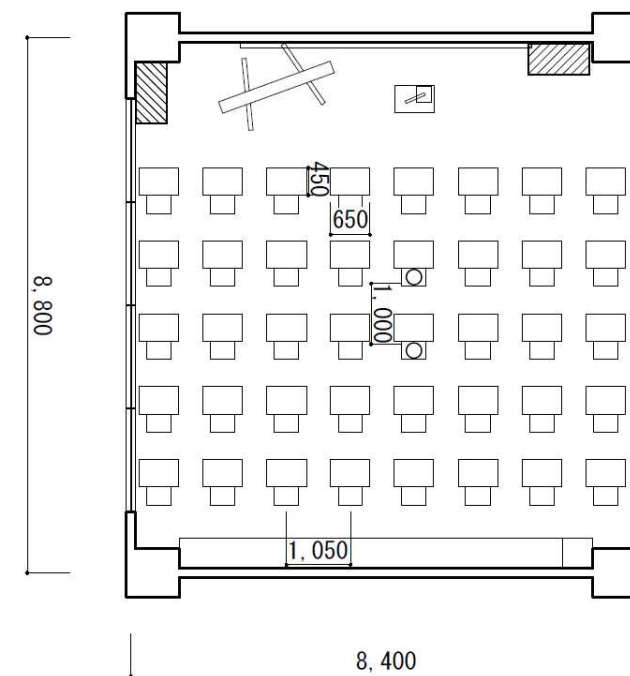
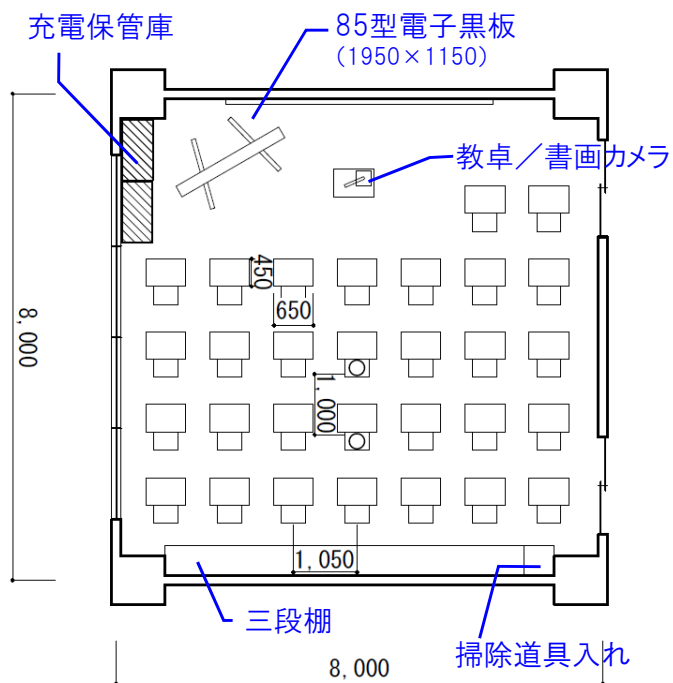
64㎡、40人学級

74㎡、40人学級

◎ 収容可

× 収容不可

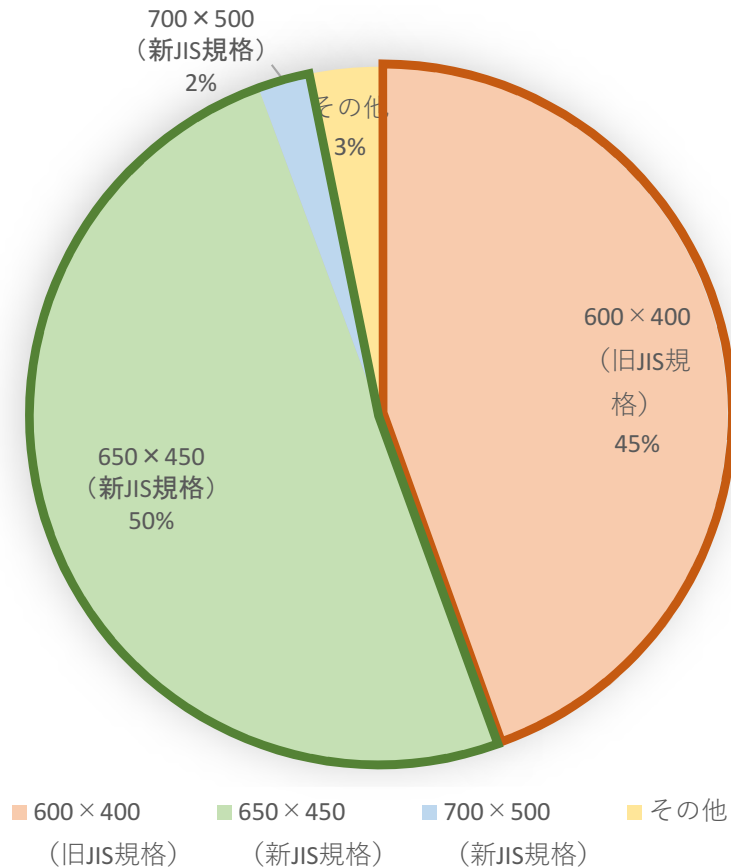
◎ 収容可



# 教室用機の現状について①

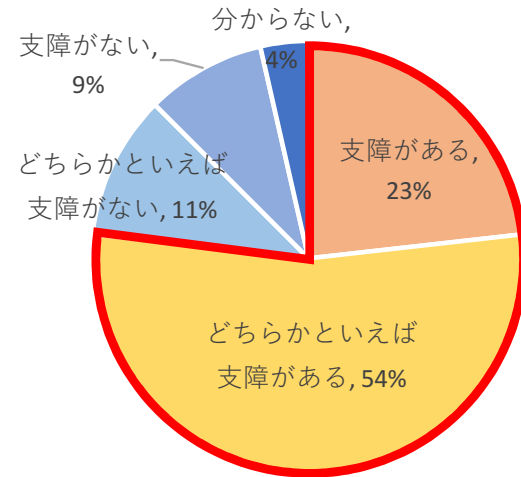
## 1. 小中学校の教室用機の使用状況

旧JIS規格の机（幅600mm×奥行400mm）と新JIS規格の机（幅650mm×奥行450mm等）の使用状況は概ね半々



## 2. 旧JIS規格の教室用機における支障※の実態（ICT活用時）

旧JIS規格の机では約8割の学校が支障を感じている

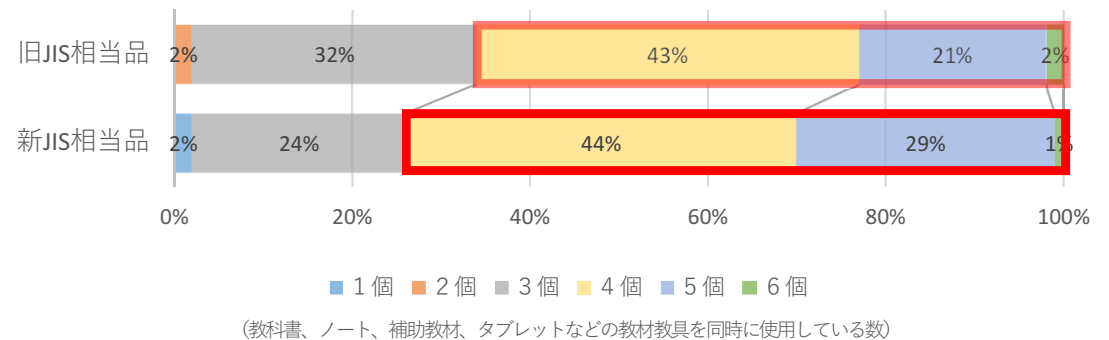


※調査時に提示した支障の例

ICTを活用した授業の際に、机の大きさが原因で、机の上で教材等を自由に広げることができない、教材等が落ちてしまう など

## 3. ICTを活用した授業における机上の状況

多くの学校で机の大きさに関わらず4個以上の教材を使用している。旧JIS規格の机に比べ、新JIS規格の机の方がより多くの教材等を同時に活用している



(出典) 「新しい時代の学びに対応した学校施設を検討するための基礎的調査」(国立教育政策研究所文教施設研究センターが実施した抽出調査(令和2年9月24日 暫定値))等を基に文部科学省作成



# 教室用機の現状について②

## ◎旧JIS規格の教室用机における支障の実態

旧JIS規格の教室用机では、ICT端末を活用する際には机上が狭く、教科書等の教材を広げられない、ICT端末や教材を落とすなどの支障がある

- ・タブレットを操作しながら、調べたことを資料に書き込んだりノートに考えをまとめたりすることができない
- ・タブレットを常時机の上に置いておきたいが、他の教材を広げることができないため、その都度しまう等の対応が必要
- ・特に低学年では、タブレットとその他の教材を出し入れするたびに授業の流れが途切れてしまう
- ・パソコンとその他の教材を一緒に使うときに教科書やノートを落とすことがある

## ◎新JIS規格の教室用机における課題

新JIS規格の机はより広くICT端末や教材・教具等を同時に使用できる一方、通路幅が狭くなり机間巡視がしにくい、重くなる、などの課題がある

- ・机が大きくなると通路が狭くなる
- ・机が重いため、低学年では机の移動は2人1組で行っている

※抽出調査対象校より聞き取り

### (参考例)

旧JIS規格



旧JIS規格の教室用机では、教科書、ノート、補助教材、筆記用具等で机上がふさがっている。  
ICT端末を同時に活用することが難しい。

新JIS規格



新JIS規格の教室用机では、ICT端末と教科書等の教材・教具を同時に活用できている。  
一方、通路幅が狭くなり、机間巡視がしにくい、などの課題も見受けられる。

(出典) 「新しい時代の学びに対応した学校施設を検討するための基礎的調査」(国立教育政策研究所文部施設研究センターが実施した抽出調査(令和2年9月24日 暫定値))等を基に文部科学省作成



# 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」 中間報告【概要】

～Schools for the Future 「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体で学びの場として創造する～

1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、新しい時代の学校施設の在り方を議論

## 第1章 新しい時代の学びの姿

### (1) 社会情勢の変化

⇒社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来  
⇒新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

### (2) 「令和の日本型学校教育」の姿

⇒中央教育審議において、新しい時代の初等中等教育の在り方を検討  
⇒教育再生会議において、ポストコロナ期における新たな学びの在り方を検討

学校のICT環境が整備され、1人1台端末環境のもと、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

### (3) 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

- 新学習指導要領の着実な実施
- 9年間を見通した義務教育の在り方
- 学校における働き方改革の推進
- 地域社会や関係機関等との連携・協働
- GIGAスクール構想、ICTの活用
- 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応
- 少人数による指導体制の整備

## 第2章 学校施設の課題

### (1) 新しい時代の学びへの対応の必要性

●**ポストコロナ時代における学校施設という実空間の役割**  
⇒児童生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、社会性・人間性を育む社会的機能を有するなどの学校の持つ役割・在り方を再認識  
⇒ポストコロナ時代において、子供たちがともに集い、学び、生活する学校施設という実空間の価値を捉え直す必要

●**学びのスタイルの変容への対応**  
⇒ICTの活用などにより、学級単位で一つの空間で一斉に黒板を向いて授業を受けるスタイルだけでなく、学びのスタイルが多様に変容していく可能性が拡大

### (2) 学校施設の機能面等における現状と課題

●これまでの学校施設の計画、教室面積、多目的スペース、空調設備の整備状況等

### (3) 学校施設の安全面等における現状と課題

●防災・減災、国土強靱化、耐震対策・老朽化した施設の実態、維持管理等

### (4) 公的ストックの最適化等における現状と課題

●国・地方の財政状況、適正規模・適正配置等の実態、複合化・集約化の状況等

## 第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

# Schools for the Future 「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

### 「未来思考」の視点

- ① 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという**固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す**。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- ② 教室環境について、**単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）**をもつ。
- ③ 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、**画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）**をもつ。
- ④ どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、**関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する**。



# 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

## 【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

### 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

学び

⇒学習空間を、均質で画一的なものから柔軟で創造的なものに転換  
(教室空間の改善・充実に関する創意工夫の例)

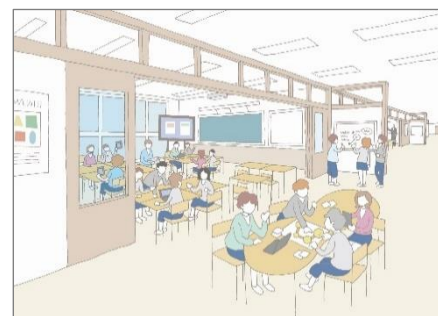
- ・1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備 (イメージ①)
- ・多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応 (イメージ②)
- ・ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用 (イメージ③)

⇒読書・学習・情報のセンターとなる学校図書館の整備 (ラーニングコモンズ)

⇒教職員の教材製作空間 (スタジオ)、コミュニケーション・リフレッシュの場 (ラウンジ) の整備



イメージ①



イメージ②



イメージ③

生活

### 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

⇒居場所となる温かみのあるリビング空間 (小教室・コーナー、室内への木材利用)  
⇒空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

共創

### 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

⇒地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出  
⇒地域活性化等の観点から、他の公共施設等との複合化・共用化等を促進

## 【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

安全

### 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

⇒老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保  
⇒避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

環境

### 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

⇒屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) を推進  
⇒環境や地域との共生の観点から学校における木材利用 (木造化、室内利用) を推進

全ての子供たちの可能性を引き出す、  
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実



これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿

◆ ◆ ◆  
「未来思考」をもった上で、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、**これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿**を示す。

新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる「幹」に『**学び**』を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として『**生活**』『**共創**』の空間を実現する。

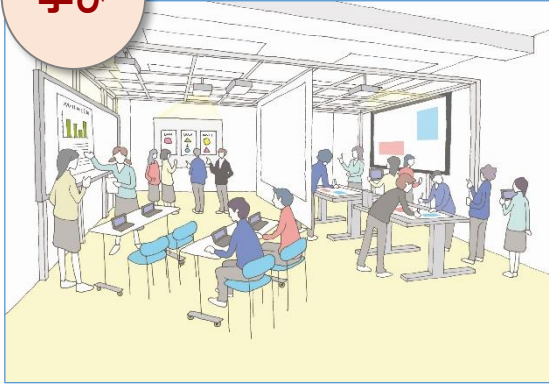
また、学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として『**安全**』『**環境**』の確保を実現する。



# 新しい時代の学びを実現する空間イメージ例（未来思考の視点を含む）

Schools for the Future 「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体で学びの場として創造する子供たちにとって「明日また行きたい学校」となるために、そこに集う人々にとっても「生き生きと輝く学校」となるために

学び



学び



学び



学び



単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な学びに対応できるよう、創造的な空間に転換していく姿

学校施設全体を学びの場として捉え、階段状の空間を、ステージやプロジェクタ等を備えた発表・表現の場としていく姿

学校図書館とコンピュータ教室と組み合わせて読書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・コモンズ」としていく姿

製作・編集のためスタジオ、情報交換や休憩ができるラウンジなど、円滑に業務を行える執務空間としていく姿

生活



生活



共創



共創



子供たちの居場所となる小空間・ベンチ等の配置や、木材を活用して温かみと潤いのあるリビング空間としていく姿

断熱性能を高めて空調設備が設置された体育館を、大人数での多様な活動も展開できる大空間として活用していく姿

地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間としていく姿

他の公共施設（図書館等）との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間としていく姿

# 第4章 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の推進方策

新しい時代の学びに対応した学校施設の姿(ビジョン)の実現を図るため、国と学校設置者は、ともに「未来思考」をもって、互いに連携・分担しつつ、一体的に取り組むことを推進していくことが重要

## (1) 学校設置者における推進方策

### ● 長寿命化改修を通じ、新しい時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策を一体的に推進

⇒安全・安心な教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びに対応していくため、長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を積極的に推進

#### (教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備例)

- ・余裕教室活用型 (3教室分を2学級分の学習空間として利用)
- ・改修＋一部増築型 (改修と合わせた一部増築により不足するスペースを確保)
- ・家具配置工夫型 (家具配置の工夫による学習空間を確保、教室と連続した空間の活用)
- ・特別教室コンバージョン型 (教科に捉われない創造的な学びの空間に転換)等

### ● 首長部局と協働し、中長期視点から計画的・効率的な整備を推進

⇒まちづくり部局や財政部局等の首長部局との横断的な検討体制を構築  
⇒中長期的な将来推計を踏まえ、計画的・効率的な施設整備を推進 (将来変化に柔軟に対応できる施設、将来的な他用途への転用、複合化・共用化など)

### ● 多様な整備手法等も活用し、施設整備と維持管理を着実に推進

⇒PPP/PFI手法を含め、民間活力を活用した施設整備・維持管理を積極的に推進

### ● 学校関係者等の参画により、豊かな学びの環境整備を推進

⇒設計者と学校関係者が参画した施設づくりを促進 (プロポーザル方式の導入促進等)

## (2) 国における推進方策

### ● 学校施設スタンダードの提示

⇒具体的な学校施設の姿 (ビジョン) を提示

### ● 学校施設整備の優先度の可視化と計画的・効率的整備の促進

⇒短期的に対応すべきもの、中長期的なスパンで取り組むべきものを整理  
⇒横断的な検討体制を構築した計画的・効率的な整備の推進

### ● 学校施設整備のための財政支援制度の見直し・充実

⇒新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進や学校施設のZEB化推進等のため、国費による十分な財政措置  
⇒新時代の学びに対応した国庫補助単価や既存の補助制度の見直し (小規模な教室環境整備、学校施設の複合化へのインセンティブ)

### ● 学校施設整備・活用推進のためのプラットフォームの構築

⇒具体的な実践につながる整備事例・ノウハウの蓄積・発信  
⇒「学校建築アドバイザー」など専門家による相談体制の構築  
⇒好事例を着実に横展開するための現場同士のネットワーク化

### ● 先導的モデル研究を通じた新たな学校施設モデルの提示

⇒具体的・実践的な学校施設モデルを提示

### ● 学校施設整備指針の改訂

## (3) 本協力者会議における継続的な検討事項

引き続き、以下の事項について検討を継続

- ・学校施設スタンダード案
- ・学校施設整備の優先度の考え方の整理
- ・長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策を一体的に整備する事例の収集・分析、及びそれを踏まえた適切な財政支援制度の在り方
- ・学校施設整備・活用推進のためのプラットフォームの仕組み
- ・先導的モデルのフォローアップとそれを通じた学校施設モデル案の検討
- ・学校施設整備指針の改訂案